

電気通信サービスの販売代理店を対象とした 届出制度の説明会を開催します



「電気通信事業法」が改正され、電気通信事業における利用者利益の保護を図るため、利用者に最も身近な窓口である販売代理店を対象とした届出制度が導入されることとなりました。

届出制度の具体的な留意点などについて、説明会を開催します。

日時

第1回 令和元年8月5日（月）

第2回 令和元年9月2日（月）

受付開始 : 13:30

説明会開始 : 14:00

説明会終了 : 15:30（予定）



※第1回、第2回は同じ内容となりますので、希望する回にご参加ください。

場所

総務省北陸総合通信局 第1会議室（第1回、2回とも共通です。）

金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 6階

定員

各回 30名

会場の都合により1社2名まででお願いします。

定員に達した場合は先着順に締め切らせていただきます。

申込方法

裏面の説明会申込書により、メールまたはFAXでお申し込みください。

メールアドレス : hokuriku-jigyo_jigyo@soumu.go.jp

FAX : 076-233-4499

※参加について受け付けた旨は返信いたしません。



◆電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）により、媒介等業務受託者（いわゆる販売代理店）の届出制度が新設されることとなりました。

媒介等業務受託者（販売代理店）とは、電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務又はこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいいます。

◆媒介等業務受託者届出マニュアル（暫定版）は、次のページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm



総務省北陸総合通信局 電気通信事業課 宛て

メールアドレス：hokuriku-jigyo_jigyo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

FAX：076-233-4499

電気通信サービスの販売代理店制度の説明会申込書

希望する回 (希望する回に○を記入してください)	<ul style="list-style-type: none">第1回 (令和元年8月5日)第2回 (令和元年9月2日)
企業・団体名	
参加者氏名	
連絡担当者	氏名
	電話番号
	e-mail

※会場の都合により1社2名まででお願いします。

※定員に達した場合は先着順に締め切らせていただきます。